

年末調整等説明会について

年末調整及び法定調書等の作成について、次のとおり説明会を開催します。

対象市町村	開催日	時間	会場
浦添市 西原町	11月12日(火)	10:00～12:30	沖縄コンベンションセンター 劇場棟 宜野湾市真志喜4-3-1
		13:30～16:00	

※会場駐車場には限りがありますので、公共交通機関をご利用いただくようご協力をお願いします。

- 出席する際は、「用紙請求書」、「年末調整のしかた」等の関係書類を持参してください。
 - ★用紙請求書 ★年末調整関係書類（「平成25年分 年末調整のしかた」、扶養控除等申告書など）
 - ★法定調書関係書類（給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表など） ★所得税徴収高計算書（納付書）
 - ★平成26年分 源泉徴収税額表
- 関係用紙が不足した場合は、説明会場で受け取ることができます（「用紙請求書」に必要部数をご記入の上、受付に提出してください）。
 - ・関係書類は、税務署総合窓口でも配布しています（郵送による配布は行っていません）。
 - ・複写式でないものは、コピーを使用することもできます。
 - ・国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】からもダウンロードできます。

お問い合わせ 北那覇税務署 ☎877-1324(代表)

「電話相談センター」でお答えします。

○扶養親族等の要件など、年末調整に関する一般的なご質問

○源泉徴収票の記載方法など、法定調書等の作成に関する一般的なご質問 → 音声案内に従い番号「1」を選択

電話による税務相談は「電話相談センター」で対応しています。税務署にご用の方は、音声案内に従い「2」を選択してください。

※ 給与支払報告書の記載の仕方などは、各市町村の担当窓口にお問い合わせください。

※ 説明会会場へのお問い合わせは、ご遠慮ください。

※ ご来署によるご相談は、予約をお願いしています。

所得税・個人住民税の申告に係る臨時職員募集

平成26年2月17日(月)から平成26年3月17日(月)の税申告、及び平成26年度住民税課税業務に従事する臨時職員を募集します。

税に興味のある方や税務経験のある方は、是非お申し込みください。

【業務内容】 税務関係書類整理、パソコン操作による情報検索および入力、住民税・所得税申告受付事務、税務課窓口事務

【資格・対象】 高等学校卒業以上

【募集人員】 5名

【賃金・手当等】 時給800円（時間外勤務手当有）

【勤務期間】 平成25年12月1日～平成26年6月30日（最短2か月～最長7か月）

【勤務時間】 平日 8:30～17:15（ただし、繁忙期は超勤有）

【申込方法】 履歴書提出後、書類審査の結果、直接ご連絡します。

【受付期間】 随時

お問い合わせ 総務部総務課 職員係 ☎945-5011

「税を考える週間」・「県税・市町村税徴収強化月間」

11月11日から17日までは「税を考える週間」、11月1日から12月31日まで県税・市町村税徴収強化月間です。

11月11日から17日までの期間は、国税の「税を考える週間」です。期間中は、さまざまな取組が行われます。詳しくは国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

また県と市町村は、11月1日から12月31日まで「県税・市町村税徴収強化月間」と定めており、西原町は期間中、那覇県税事務所と協力して滞納整理に努めていきます。

これまでも西原町では、町民の納税意識の高揚を図るため、また自主財源の確保と「税負担の公平」という観点から、町税の納付を納税者に呼びかけています。納税に応じない滞納者については不動産、預金、給与、賃貸料等の差押を実施するなどして税収の確保に努めています。その上で、納税の指導や催告に応じない長期の滞納者については、不動産の公売を実施しています。

町税は、道路や公園の整備、福祉、教育、消防、ごみ処理など暮らしに欠かせないものの財源になっています。西原町の財政は依然として厳しいことから、滞納の一扫と自主財源確保のため、みなさまのご協力をお願いします。

平成24年度 滞納処分実績状況

不動産差押	17件	9,768,000円
預貯金差押	66件	8,516,288円
給与等差押	5件	2,515,600円
軍用地代差押	1件	353,000円
賃貸料差押	1件	461,700円
合計	90件	21,684,588円

税金のご相談、分割納付のご相談等、お気軽にご連絡ください。

お問い合わせ 総務部税務課 徴収・収納係 ☎945-4729

平成25年度“西原町国民健康保険収納対策緊急プラン”について

西原町では、国民健康保険事業の安定的運営のため「西原町国民健康保険収納対策緊急プラン」を作成して、運営に取り組んでいます。国民健康保険税の納め忘れがないようお願いします。

- 滞納状況の解消
 - (1) 他保険加入者の把握に努め、早期に資格喪失届の提出を促します。
 - (2) 生活保護申請が必要な被保険者の発見に努め、早期に生活保護の申請を促します。
 - (3) 所得未申告者への申告勧奨を促し、適正課税に努めます。
 - (4) 非自発的失業者の軽減措置等の減免制度を、国保加入者へ周知します。 他
 - (2) 納期内納付困難者との、速やかな分割納付等の交渉に努めます。
 - (3) 電話催告、徴収訪問等の収納対策を実施します。
 - (4) 口座振替を推進します。
 - (5) 必要に応じて臨戸訪問等で生活状況を把握し、定期的な納付や増額要請を実施します。 他
- 徴収方法の改善等
 - (1) 滞納者の財産調査等を行い、効率的な滞納整理を実施します。
- 滞納処分の実施
 - 悪質・長期滞納案件の財産調査や滞納処分を実施します。 他

お問い合わせ 福祉部健康推進課 国保賦課徴収係 ☎945-4791 (内線153・154・155)

相続 遺言 後見人 借金 など 司法書士にご相談ください

〈相談内容〉 不動産登記、会社設立・登記、分筆、裁判手続 相続、遺言、後見人、借金問題 などの法律相談
完全個室の相談ブース完備。お気軽にご相談ください。(要予約) ※借金問題は初回相談無料です

きゃん 司法書士事務所 与那原町字東浜 23番地2
Tel 882-8177 ☎0120-36-7930 営業時間 平日AM9:00～PM6:00

